

令和7年度(令和6年分)市民税・県民税の申告について

市民税・県民税の申告につきましては、毎年皆様のご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この「令和7年度(令和6年分)市民税・県民税の申告について」をよくお読みいただき、申告期限までに提出していただきますようお願いいたします。

**申告期限は
3月17日(月)です。**

「令和7年度(令和6年分)市民税・県民税申告書」に申告するすべての収入・所得控除等を必ず記入し、申告に必要な書類等を同封の上、郵送でのご提出にご協力ください。

※期限内に申告されない場合、市民税・県民税・森林環境税に関する各種証明書の発行ができない場合がありますので、ご注意ください。

1. 申告が必要な方

令和7年1月1日現在、越谷市に住所を有する方。

本申告が必要か否かにつきましては、6ページ「あなたは、市民税・県民税の申告をする必要がありますか?」をご確認ください。

2. 郵送で申告される方

■提出していただく資料については、返却できませんので、原本が必要な方は写しを提出してください。

■受付書の返戻を希望される方は、切手を貼付し、住所・氏名を記入した返信用封筒を同封してください。

申告に必要な書類

(1)令和7年度(令和6年分)市民税・県民税申告書

(2)「マイナンバー(個人番号)カードの両面のコピー」または「マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し等のマイナンバー(個人番号)確認書類と本人確認書類のコピー」

※本人確認書類の例:運転免許証、運転経歴証明書、障害者手帳、年金手帳等

【マイナンバー(個人番号)は市民税・県民税・森林環境税の賦課または徴収に関する事務等に使用します。】

(3)令和6年中の収入がわかるもの

・源泉徴収票、給与明細、雇用主の支払証明書等

・事業所得(営業等・農業)・不動産所得等のある方は、収入・経費・減価償却費のわかる帳簿や領収書等

(4)令和6年中の所得から差し引かれる金額がわかるもの

・社会保険料(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金等)の領収書等

・生命保険・個人年金・介護医療保険の支払証明書、地震保険・旧長期損害保険の支払証明書

・医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書

・「寄附金受領証明書」または特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」

(5)本人や扶養親族が障がい者の場合は、障害者手帳または戦傷病者手帳のコピー

(6)勤労学生控除を申告される方は、学生証または在学証明書のコピー

(7)扶養している配偶者に収入がある場合は、収入金額がわかるもの

※申告書に控除金額等を記入いただいても領収書等の添付がない場合、控除の適用ができない場合があります。

※領収書等の添付が求められていない場合であっても、法定納期限から5年間、市役所から領収書等の提示または提出を求めることがありますので、領収書等はご自宅等で保管してください。

3. 会場で申告される方

■申告に必要な書類

上記に記載の「申告に必要な書類」のとおり

※ただし、申告者本人のマイナンバー(個人番号)カードまたは、本人確認書類の原本を持参してください。

■申告受付会場について

※市役所での申告は、受付時間及び受付会場が昨年と異なりますので、ご注意ください。

※車でのご来場はなるべくご遠慮ください。また、施設の安全管理上、午前8時30分以前のご来場はお控えください。

受付時間:午前9時~午後3時

受付会場	受付日	受付会場	受付日	受付会場	受付日
荻島 地区センター	2月3日(月)	北部市民会館	2月6日(木)	市役所エントランス棟 1階 多目的ホール	2月17日(月)~ 3月17日(月)
新方 地区センター			2月7日(金)		
出羽 地区センター	2月4日(火)	大沢 地区センター	2月10日(月)	会場の混雑状況を越谷市ホームページ でご確認いただけます。申告受付会場 で申告される方は、混雑緩和のため、 空いている時間帯のご来場にご協力を お願いします。(令和7年2月より)	
川柳 地区センター		桜井 地区センター	2月12日(水)		
南越谷 地区センター	2月5日(水)	増林 地区センター	2月13日(木)		
大相模 地区センター		蒲生 地区センター	2月14日(金)		

越谷市ホームページで申告書を作成することができます。(令和7年2月から)

【越谷市ホームページ】から【くらし・手続き】→【税】→【市税について】→【個人市・県民税】→【市民税・県民税】
→【市民税・県民税・森林環境税の試算と申告書の作成】(ページ番号:10298)でアクセスできます。



– 2 –

所得の区分

事業	営業等	販売・飲食・印刷・保険外交員等（農業以外の事業）により生ずる所得 ※表面アと①、裏面 8 に記入してください。																									
	農業	米・野菜等の農産物生産、家畜の飼育等により生ずる所得 ※表面イと②、裏面 8 に記入してください。																									
不動産		貸家・貸しアパート、駐車場、貸地等により生ずる所得 ※表面ウと③、裏面 9 に記入してください。																									
利子		公債・社債の利子 ※表面エと④に記入してください。																									
配当		株式や出資金等の配当 ※表面オと⑤、裏面 11 に記入してください。																									
給与		俸給・給料・賃金・賞与等による所得 ※源泉徴収票のある方は表面カと⑥に記入の上同封してください。 源泉徴収票のない方は表面カと⑥、裏面 7 に記入してください。 〔速算表 A〕																									
		<table><tr><td>給 与 収 入</td><td>給 与 所 得</td></tr><tr><td>1 ～ 550,999 円</td><td>0 円</td></tr><tr><td>551,000 ～ 1,618,999 円</td><td>収入－ 550,000 円</td></tr><tr><td>1,619,000 ～ 1,619,999 円</td><td>1,069,000 円</td></tr><tr><td>1,620,000 ～ 1,621,999 円</td><td>1,070,000 円</td></tr><tr><td>1,622,000 ～ 1,623,999 円</td><td>1,072,000 円</td></tr><tr><td>1,624,000 ～ 1,627,999 円</td><td>1,074,000 円</td></tr><tr><td>1,628,000 ～ 1,799,999 円</td><td>(収入÷ 4,000) × 4,000 × 60% + 100,000 円</td></tr><tr><td>1,800,000 ～ 3,599,999 円</td><td>(収入÷ 4,000) × 4,000 × 70% － 80,000 円</td></tr><tr><td>3,600,000 ～ 6,599,999 円</td><td>(収入÷ 4,000) × 4,000 × 80% － 440,000 円</td></tr><tr><td>6,600,000 ～ 8,499,999 円</td><td>収入× 90% － 1,100,000 円</td></tr><tr><td>8,500,000 ～</td><td>収入－ 1,950,000 円</td></tr></table>	給 与 収 入	給 与 所 得	1 ～ 550,999 円	0 円	551,000 ～ 1,618,999 円	収入－ 550,000 円	1,619,000 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	1,620,000 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	1,622,000 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	1,624,000 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	1,628,000 ～ 1,799,999 円	(収入÷ 4,000) × 4,000 × 60% + 100,000 円	1,800,000 ～ 3,599,999 円	(収入÷ 4,000) × 4,000 × 70% － 80,000 円	3,600,000 ～ 6,599,999 円	(収入÷ 4,000) × 4,000 × 80% － 440,000 円	6,600,000 ～ 8,499,999 円	収入× 90% － 1,100,000 円	8,500,000 ～	収入－ 1,950,000 円	
		給 与 収 入	給 与 所 得																								
		1 ～ 550,999 円	0 円																								
		551,000 ～ 1,618,999 円	収入－ 550,000 円																								
		1,619,000 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円																								
		1,620,000 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円																								
		1,622,000 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円																								
		1,624,000 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円																								
		1,628,000 ～ 1,799,999 円	(収入÷ 4,000) × 4,000 × 60% + 100,000 円																								
1,800,000 ～ 3,599,999 円	(収入÷ 4,000) × 4,000 × 70% － 80,000 円																										
3,600,000 ～ 6,599,999 円	(収入÷ 4,000) × 4,000 × 80% － 440,000 円																										
6,600,000 ～ 8,499,999 円	収入× 90% － 1,100,000 円																										
8,500,000 ～	収入－ 1,950,000 円																										
〔 〕は小数点以下切り捨て〕 所得金額調整控除に該当される方は、「その他の控除」をご参照の上、給与所得の金額を記入してください。																											
雑		1. 年金・恩給等の公的年金等による所得 ※源泉徴収票のある方は表面キと⑦に記入の上、同封してください。 〔速算表 B〕 公的年金等による所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円以下の場合																									
		<table><tr><td>受給者の年齢</td><td>前年中の公的年金等の収入金額の合計額①</td><td>所得金額の計算式</td></tr><tr><td rowspan="5">65 歳以上の人 (昭和 35 年1月1日以前生まれの人)</td><td>330 万円未満</td><td>①－ 1,100,000 円</td></tr><tr><td>330 万円～ 410 万円未満</td><td>①× 75% － 275,000 円</td></tr><tr><td>410 万円～ 770 万円未満</td><td>①× 85% － 685,000 円</td></tr><tr><td>770 万円～ 1,000 万円未満</td><td>①× 95% － 1,455,000 円</td></tr><tr><td>1,000 万円～</td><td>①－ 1,955,000 円</td></tr><tr><td rowspan="5">65 歳未満の人 (昭和 35 年1月2日以降生まれの人)</td><td>130 万円未満</td><td>①－ 600,000 円</td></tr><tr><td>130 万円～ 410 万円未満</td><td>①× 75% － 275,000 円</td></tr><tr><td>410 万円～ 770 万円未満</td><td>①× 85% － 685,000 円</td></tr><tr><td>770 万円～ 1,000 万円未満</td><td>①× 95% － 1,455,000 円</td></tr><tr><td>1,000 万円～</td><td>①－ 1,955,000 円</td></tr></table>	受給者の年齢	前年中の公的年金等の収入金額の合計額①	所得金額の計算式	65 歳以上の人 (昭和 35 年1月1日以前生まれの人)	330 万円未満	①－ 1,100,000 円	330 万円～ 410 万円未満	①× 75% － 275,000 円	410 万円～ 770 万円未満	①× 85% － 685,000 円	770 万円～ 1,000 万円未満	①× 95% － 1,455,000 円	1,000 万円～	①－ 1,955,000 円	65 歳未満の人 (昭和 35 年1月2日以降生まれの人)	130 万円未満	①－ 600,000 円	130 万円～ 410 万円未満	①× 75% － 275,000 円	410 万円～ 770 万円未満	①× 85% － 685,000 円	770 万円～ 1,000 万円未満	①× 95% － 1,455,000 円	1,000 万円～	①－ 1,955,000 円
		受給者の年齢	前年中の公的年金等の収入金額の合計額①	所得金額の計算式																							
		65 歳以上の人 (昭和 35 年1月1日以前生まれの人)	330 万円未満	①－ 1,100,000 円																							
			330 万円～ 410 万円未満	①× 75% － 275,000 円																							
			410 万円～ 770 万円未満	①× 85% － 685,000 円																							
			770 万円～ 1,000 万円未満	①× 95% － 1,455,000 円																							
1,000 万円～	①－ 1,955,000 円																										
65 歳未満の人 (昭和 35 年1月2日以降生まれの人)	130 万円未満	①－ 600,000 円																									
	130 万円～ 410 万円未満	①× 75% － 275,000 円																									
	410 万円～ 770 万円未満	①× 85% － 685,000 円																									
	770 万円～ 1,000 万円未満	①× 95% － 1,455,000 円																									
	1,000 万円～	①－ 1,955,000 円																									
※公的年金等による所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下の場合は所得金額に 10 万円加算、2,000 万円超の場合は 20 万円加算して計算してください。 (注) 遺族・障害年金等については課税所得ではないので、表面には記入せず、申告書裏面 14 の枠内『3』に記入してください。																											
2. 業務に係る雑所得 ※表面クと⑧、裏面 12 に記入してください。																											
3. 生命保険契約等に基づく年金等による所得 ※表面ケと⑨、裏面 12 に記入してください。																											
総合譲渡		車両・機械等の譲渡による所得 ※表面コ・サと⑩、裏面 13 に記入してください。																									
一時		賞金・当選金や生命保険の満期一時金等の一時的収入による所得 ※表面シと⑪、裏面 13 に記入してください。																									
分離		土地・建物・株式等の譲渡所得等 ※申告する場合は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」の提出が必要です。																									

所得控除の種類

社会保険料 (表 面⑬)	前年中に支払った社会保険料（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金、雇用保険、厚生年金、農業者年金等）の全額																						
小規模企業共済等掛金 (表 面⑭)	前年中に支払った小規模企業共済掛金及び心身障害者扶養共済掛金の全額																						
生命保険料 (表 面⑮)	前年中にあなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った保険料（一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料） ①旧契約（生命保険、個人年金） ○ 15,000 円以下 …………… 支払保険料の金額 ○ 15,000 円超 40,000 円以下 …… 支払保険料× 1/2 + 7,500 円 ○ 40,000 円超 70,000 円以下 …… 支払保険料× 1/4 + 17,500 円 ○ 70,000 円超 …………… 35,000 円 ②新契約（生命保険、個人年金、介護医療保険） ○ 12,000 円以下 …………… 支払保険料の金額 ○ 12,000 円超 32,000 円以下 …… 支払保険料× 1/2 + 6,000 円 ○ 32,000 円超 56,000 円以下 …… 支払保険料× 1/4 + 14,000 円 ○ 56,000 円超 …………… 28,000 円 生命保険料の上限額																						
	<table><tr><th>対象保険料の分類</th><th>新・旧の区分</th><th>適用限度額</th><th>最高限度額</th></tr><tr><td rowspan="3">一般生命保険料</td><td>旧契約のみ</td><td>35,000 円</td><td rowspan="8">70,000 円</td></tr><tr><td>新契約のみ</td><td>28,000 円</td></tr><tr><td>新・旧両契約</td><td>28,000 円</td></tr><tr><td rowspan="3">個人年金保険料</td><td>旧契約のみ</td><td>35,000 円</td></tr><tr><td>新契約のみ</td><td>28,000 円</td></tr><tr><td>新・旧両契約</td><td>28,000 円</td></tr><tr><td>介護医療保険料</td><td>新契約のみ</td><td>28,000 円</td></tr></table>	対象保険料の分類	新・旧の区分	適用限度額	最高限度額	一般生命保険料	旧契約のみ	35,000 円	70,000 円	新契約のみ	28,000 円	新・旧両契約	28,000 円	個人年金保険料	旧契約のみ	35,000 円	新契約のみ	28,000 円	新・旧両契約	28,000 円	介護医療保険料	新契約のみ	28,000 円
	対象保険料の分類	新・旧の区分	適用限度額	最高限度額																			
	一般生命保険料	旧契約のみ	35,000 円	70,000 円																			
		新契約のみ	28,000 円																				
		新・旧両契約	28,000 円																				
	個人年金保険料	旧契約のみ	35,000 円																				
		新契約のみ	28,000 円																				
		新・旧両契約	28,000 円																				
	介護医療保険料	新契約のみ	28,000 円																				
※旧契約：平成 23 年 12 月 31 日以前の契約 ※新契約：平成 24 年 1 月 1 日以降の契約																							
地震保険料 (表 面⑯)	①前年中に支払った地震保険料 ○ 50,000 円以下 …………… 支払保険料の 1/2 ○ 50,000 円超 …………… 25,000 円（最高限度額） ②前年中に支払った旧長期損害保険料 ※平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等 ○ 5,000 円以下 …………… 支払保険料の金額 ○ 5,000 円超 15,000 円以下 …… 支払保険料× 1/2 + 2,500 円 ○ 15,000 円超 …………… 10,000 円（最高限度額） ③前年中に地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払った場合 ①と②それぞれについて計算した金額の合計額（最高限度額 25,000 円） ※保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。																						
	寡 婦 (表 面⑰)	①令和 6 年 1 2 月 3 1 日現在、夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、次の要件をすべて満たすもの (1) 子以外の扶養親族（前年中の合計所得金額が 48 万円以下）がいる (2) 前年中の合計所得金額が 500 万円以下である (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがない ②令和 6 年 1 2 月 3 1 日現在、夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死の明らかでない方のうち、上記(2)及び(3)の要件を満たすもの ※ひとり親に該当する方を除きます 26 万円																					
		ひとり親 (表 面⑱)	令和 6 年 1 2 月 3 1 日現在、婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方のうち、次の要件をすべて満たすもの (1) 生計を一にする子（前年中の総所得金額等の合計額が 48 万円以下）がいる ※他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます (2) 前年中の合計所得金額が 500 万円以下である (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがない 30 万円																				
			勤労学生 (表 面⑲)	大学や高校等の学生や生徒で前年中の合計所得金額が 75 万円以下で、かつ給与所得等以外の所得が 10 万円以下の方 26 万円																			
障 害 者 (表 面⑳)	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合 ①普通障害者 …………… 26 万円 ②特別障害者 …………… 30 万円 ③同居特別障害者 …………… 53 万円 ※扶養親族が同居の特別障害者である場合は控除金額（30 万円）に同居特別障害者加算額（23 万円）を加算																						

配 偶 者 (表 面㉑)	同一生計配偶者 令和6年12月31日現在（令和6年中に死亡した方は、その死亡の日現在） 申告者と生計を一にする配偶者（内縁を含まず）のうち前年合計所得金額が48万円以下の方（ただし、事業専従者は除く） 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、前年合計所得金額が1,000万円以下である申告者の配偶者																																				
	<table><tr><th rowspan="2">配偶者の年齢</th><th colspan="4">申告者の合計所得金額</th></tr><tr><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th><th>1,000万円超</th></tr><tr><td>70歳未満（昭和30年1月2日以 降生まれ）</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td rowspan="2">適用除外</td></tr><tr><td>70歳以上（昭和30年1月1日以 前生まれ）</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr></table>	配偶者の年齢	申告者の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	70歳未満（昭和30年1月2日以 降生まれ）	33万円	22万円	11万円	適用除外	70歳以上（昭和30年1月1日以 前生まれ）	38万円	26万円	13万円																		
	配偶者の年齢		申告者の合計所得金額																																		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																
70歳未満（昭和30年1月2日以 降生まれ）	33万円	22万円	11万円	適用除外																																	
70歳以上（昭和30年1月1日以 前生まれ）	38万円	26万円	13万円																																		
配 偶 者 特 別 (表 面㉒)	申告者の前年合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年合計所得金額が48万円を超え133万円以下の方（ただし、事業専従者は除く）																																				
	<table><tr><th>申告者の合計 所得金額 配偶者の 合計所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr><tr><td>48万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td></tr><tr><td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td></tr><tr><td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td></tr><tr><td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td></tr><tr><td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td></tr><tr><td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td></tr><tr><td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td></tr></table>	申告者の合計 所得金額 配偶者の 合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	申告者の合計 所得金額 配偶者の 合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																	
	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																		
給与収入の方は、給与の〔速算表A〕、公的年金等収入の方は、雑の〔速算表B〕それぞれの速算表にて所得を計算してください。																																					
扶 養 (表 面㉓)	令和6年12月31日現在（令和6年中に死亡した方は、その死亡の日現在）で生計を一にする親族及び都道府県知事に養育を委託された児童並びに養護を委託された老人で、前年合計所得金額が48万円以下の方（ただし、事業専従者は除く）																																				
	①一般（昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれ）…1人につき 33万円 （平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれ）																																				
	②特定扶養親族（平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれ）…1人につき 45万円																																				
	③老人扶養親族（昭和30年1月1日以前生まれ）……………1人につき 38万円																																				
	④同居老親等（昭和30年1月1日以前生まれ）……………1人につき 45万円 （注）年少扶養親族（平成21年1月2日以降生まれ）は控除対象外となりますが必ず記入してください。																																				
基 礎 (表 面㉔)	<table><tr><th>申告者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr><tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr><tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>適用除外</td></tr></table>	申告者の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用除外																										
	申告者の合計所得金額	控除額																																			
	2,400万円以下	43万円																																			
	2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																			
	2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																			
2,500万円超	適用除外																																				
雑 損 (表 面㉕)	「損害金額－保険金等で補填される金額」の金額①を基とした下記の①、②のいずれか多い方の金額																																				
	① ①の金額－（総所得金額等の合計額×10%） ② ①の金額のうち災害関連支出の金額－5万円																																				
医 療 費 (表 面㉖)	1. 通常の医療費控除 （前年中に支払った 保険金などで補填される金額）－（「10万円」と「総所得金額等の合計額」×5%）のいずれか少ない金額 （最高限度額 200万円）																																				
	2. セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 （前年中に支払った 保険金などで補填される金額）－（1.2万円） （最高限度額 8.8万円）																																				
	1・2の重複適用は不可																																				

〔おことわり〕
書きかたは現行の法令にしたがって説明していますが、法令の改正があった場合は改正後の法令により税額を計算します。また紙面の都合で一部簡略化しています。詳細については下記よりお問合せください。

問合せ先

越谷市役所 市民税課

048-963-9144（直通）

048-964-2111（代表）

その他の控除

事業専従者控除 (裏面10)	事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、1年のうち6ヶ月を超えて事業に従事した者の給与が必要経費として控除できます。 青色申告の事業専従者の控除 ……支払った給与の全額 白色申告の事業専従者の控除 ……事業に従事している親族一人につき次の①②のいずれか少ない方の金額 ①配偶者86万円・その他の専従者50万円 ②事業所得÷（事業専従者の数＋1）
所得金額調整控除 (Iに該当する場合のみ 表面6)	下記のⅠ、Ⅱに該当する方は、所得金額調整控除額を給与所得の金額から控除します。 Ⅰ. 前年中の給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)(2)のいずれかに該当する方 (1)本人、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者である (2)23歳未満の扶養親族がいる ※所得金額調整控除額 ⑩＝{給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円}×10% Ⅱ. 前年中に給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の合計額が10万円を超える方 ※所得金額調整控除額 ⑩＝{給与所得控除後の給与等の金額(10万円超の場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円超の場合は10万円)}－10万円 ※Ⅰ、Ⅱ共に給与所得の金額－⑩の金額を表面⑥に記入してください。

申告の手びき Q&A

Q 収入が無くても申告は必要ですか？

A 申告義務のない方であっても、申告書を提出していただかないと、申告義務のある方なのか、ない方なのか区別ができませんので申告にご協力ください。申告により市民税・県民税・森林環境税、国民健康保険税等が計算され、証明書等の発行も可能となります。

Q 私は会社に勤め給料をもらっていますが、その場合は申告の必要はないと聞いたのですが？

A ほとんどの給与所得者は申告の必要はありませんが、次に該当する方は市民税・県民税の申告の必要があります。
(ア)勤務先から越谷市役所あてに給与支払報告書の提出がない方（提出の有無は勤務先にご確認ください）
(イ)給与以外に他の所得がわずかでもある方（他の所得が20万円以下でも申告が必要です）

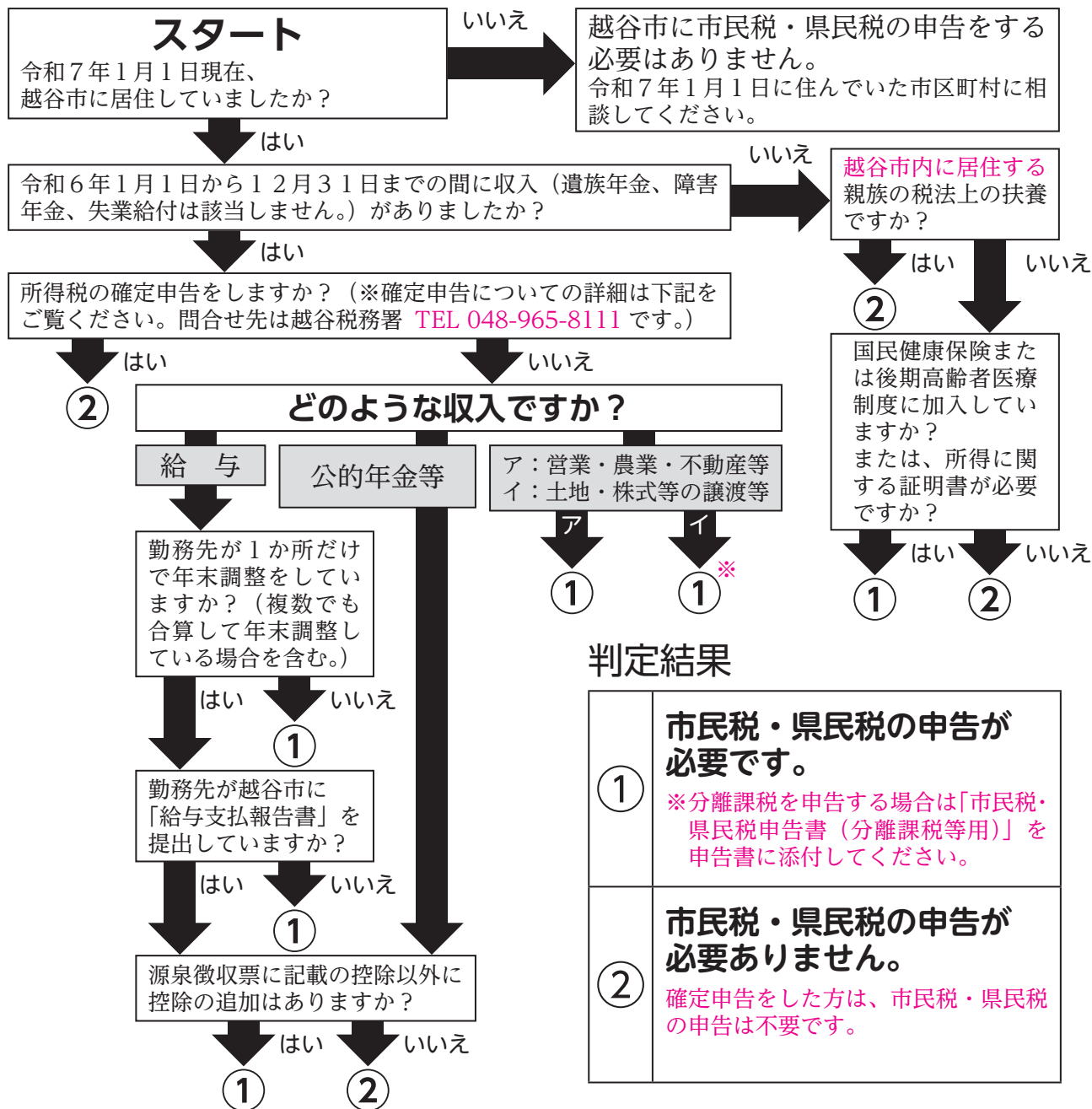
Q 配偶者・扶養親族にアルバイト・パート・内職の収入があるのですが、注意する点は？

- A アルバイトやパートで給与として得た所得は給与所得、生命保険外交員・内職で得た所得は事業（営業等）所得または雑所得となります。
- ・ **給与所得の場合は**、年間収入（令和6年1月1日～令和6年12月31日）が103万円までは扶養控除が受けられます。

扶養控除の所得限度額	収入で 103万円以下
------------	-------------
 - ・ **事業（営業等）所得または雑所得の場合は**、年間収入から経費（収入を得るためにかかった費用）を差し引いた額（所得）が48万円までは扶養控除が受けられます。

扶養控除の所得限度額	所得で 48万円以下
------------	------------
 - ・ 複数の所得がある場合は合計所得金額で判断します。

あなたは、市民税・県民税の申告をする必要がありますか？



申告期限は3月17日（月）

確定申告が必要な方

- 給与所得者
 - 給与収入が2,000万円を超える方
 - 給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
 - 2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方
 - 勤務先で年末調整をしていない方
 - 令和6年中に勤務先を変更した方で前職分を会社に報告していない方
- 公的年金等の収入がある方で納税額のある方（ただし、公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合を除く）
- 事業所得や不動産所得等上記以外の各種所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方

確定申告をすれば所得税が還付される主な場合

- 給与所得者の方で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）、政党等寄附金特別控除等を受ける場合
- 所得が公的年金等の雑所得のみの方で、生命保険料控除や地震保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除等を受ける場合
- 年の途中で退職した後就職しなかった方で、給与所得について年末調整を受けていない場合

※確定申告につきましては、越谷税務署（TEL 048-965-8111）へお問合せください。